

ワイマール「社会権」の評議会条項(第一六
五条)からみた特質(その二)

古川利通

目次

序

第一章 ドイツ十一月革命と評議会

はじめに

第一節 経済的支配と評議会

一 ユンカー支配と評議会

二 独占資本の支配と評議会(以上本論集第十五号)

第二節 政治的軍事的支配と評議会

一 十一月九日以前の労兵評議会

二 十一月九日以後のベルリン

三 軍事的支配と評議会

四 人民委員評議会政府と執行評議会

第三節 労兵評議会と民主主義(以上本号)

第二章 ワイマール憲法第一六五条の意義

第一節 労働共同体構想の展開

一 前史

二 十一月協定Ⅱシュティーンネス・レギーン協定の成立

三 十一月協定のイデオロギー

四 労働協同体構想と評議会

第二節 ワイマール憲法第五章「経済生活」

一 学説

二 政治的民主主義と経済的民主主義の二元論の憲法的意義

三 「社会国家」の憲法上の根拠

第三節 第一六五条の意義

一 はじめに

二 第一六五条の意義

「共同決定権」——労働者評議会と経済評議会——第一六五条第四項の労働者評議会

——小括

第四節 「団結の自由」と労働共同体構想——結びにかえて——

第二節 政治的軍事的支配と評議会

一 十一月九日以前の労兵評議会

カイザー的帝国主義の崩壊は軍事的支配の動揺から始まった。「ドイツの水兵と国内守備隊の兵士は即時平和を強要して将校に反抗」しはじめた。兵士たちは「将校の不当な圧迫から自ら守る」⁽¹⁾ために、平和を強要するために、大衆的ではあるが、それ自体カイザーの軍事的ヒエラルヒーとは真向うから対立する組織を結成せねばならなかった。これが兵士評議会 Soldaten Räte の端緒である。そして、組織された兵士たちは、同時

に平和に対する最大の障害物とされてきたホーエンツォルン王朝の退陣を求めた。このような十一月九日以前の兵士評議会の運動に看取される「平和主義的共和主義的民主主義的」傾向は、後述する「ハンブルグ七箇条」の要求——この要求は社会民主党的下部黨員をも包摂しうるものであった——へと発展させられ、ドイツ参謀本部の帝政的軍人精神と対立するドイツ革命の底流を形成していたといえる。

更に、この兵士評議会は革命の前夜においては、ただちに右派社会民主党の労働組合による改良主義的支配に反対して形成された労働者評議会 Arbeiter Räte と結びついた。⁽³⁾ これらの評議会は、主として独立社会民主党、革命的オプロイテ、スバルタクス団の指導下にあった。彼らの要求項目は、例えばキールでは「①即時休戦②カイザーの退位③戒厳令の廃止④逮捕された水兵政治犯の釈放⑤普通選挙制度の実施⑥軍隊内の待遇改善」であり、シュツツガルトの労働者デモのスローガンは「戦争をやめろ！ 共和国万才！」であった。また左翼急進主義の拠点であるハンブルグでは、その以外の要求として「市政府に対して公共の交通機関と食糧供給権を労兵評議会に移譲する」よう求めた。バイエルン評議会共和国で名高いミュンヘンでは「行政機構の完全な民主化」および八時間労働制が要求されていた。

これらの事例に尽きるものではないが、ドイツの各地方の労兵評議会は、基本的には民主主義的な要求を掲げて行動を開始したのであり、そのうちとくに急進的であったキール、ハンブルグ、ミュンヘン等ではこの民主主義に基づいて政治権力をも奪取したのである。これらの先進的地域では、労兵評議会は民主主義的な統治機構として自己を形成しつつ、プロレタリア・ディクタトゥラの機関に移行しうる試みを行なった。しかし、その試みは、多様な左翼急進主義の影響下にあり統一したものではなかった。例えば、労兵評議会が行政機関から反動分子を放逐したり、⁽⁵⁾ 市参事会を解散したり(ハンブルグ)、⁽⁶⁾ 独自に勤労者のみによって構成される赤衛軍や警察を組織したり(ブラウンシュバイク)、⁽⁷⁾ 八時間労働制の要求を越えて軍需産業の平和産業への転換

や社会化を求め、ロイナ工場等においては、経営者を排除し労働者評議会が経営を担当した(キール)⁽⁸⁾事例もある。しかし、他の多くの地方においては事情が異なっていた。⁽⁹⁾前述のキール・ハンブルグ等の革命的な都市においても、社会民主党が労兵評議会の指導権を急遽握るや否やそれらが穏健化しはじめたように、当初より社会民主党が支配する地方の労兵評議会の多くは、軍事的警察的権力の空白期において、ただ治安を維持し、行政機構を監督する機関にとどまっていた。例えば、カールスルーエ等では社会民主党と保守党は「公安委員会」を結成し、数日後それらを労働者評議会と名をらせていたりしたのである。このように各地方の労兵評議会は「革命派の新しい国家組織の中核というより、むしろ旧国家機構が再建されるまで」⁽¹⁰⁾の過渡的組織という性格を有していた。

以上、きわめて簡略に述べてきた地方の評議会の多義的な性格は、労兵評議会形成過程における「即興的」自然発生性にまず基づくものであり、次には社会民主党多数派を除いて全国的に影響力に行使しうる左翼の不在に基づくものである。つまり、地方の評議会では社会民主党多数派の「妥協的」性格が当初から優越しており、他方主要都市の下部労兵評議会の労働者の革命組織という性格は、社会民主党の上からの介入によって「短時間で力を喪失した」⁽¹¹⁾のである。しかし、それにもかかわらず労兵評議会が革命発生前には「平和とパン」に象徴される民主主義的要求を掲げた革命的な大衆組織であったことは確認できる。

二 十一月九日以後のベルリン

ドイツに革命の嵐が吹き荒れはじめた十月二十八日、ドイツの支配層は一つの改革を行なった。最後の皇帝となったウィルヘルム二世は、ライヒ国民議会で十月二十六日可決され、ライヒ参議院によって受諾された「ライヒ憲法改正」法案に署名した。これによって、皇帝の行政権限はライヒ参議院に責任を負い、ライヒ国民議会の多数の信任に基づく政府の手にゆだねられた。ドイツに立憲君主制が導入され、社会民主党多数派、中央

執行評議会の構成	
革命的オプロイテ代表(含U.S.P.D)	7名
社会民主党代表	7名
兵士代表(S.P.D. 農民的)	14名

党および進歩党の憲法政治上の行動綱領はここに実現された。しかし、キールから発した労働者と兵士の運動はベルリンを掌握し、十一月九日に第二帝制と十月憲法は葬り去られた。同日、帝国議会の最後の宰相マックス・ホン・バーデンから社会民主党党首エーベルトに宰相職が譲渡される一方ベルリン労兵評議会が成立した。⁽¹²⁾翌日十日の第二回ベルリン労兵評議会大会は臨時政府を選出する予定であり、社会民主党はこの大会の前に新政府樹立という既成事実をつくっておく必要があった。革命の方向を決定する力は今や急進化しつつある大衆の手に握られようとしていたからである。

ここで、社会民主党は独立社会民主党に譲歩し、以下の条件で人民委員評議会政府を十一月九日に成立させた。①内閣は社会民主主義者のみによって構成され、人民委員として相互に同等の権限をもつこと②略③両党からそれぞれ三名ずつの人民委員をだすこと④政治権力は即時召集される全国労兵評議会に属すること⑤憲法制定議会の問題は将来の討議に譲ること⑥略、が条件であった。⁽¹³⁾

労兵評議会の内部から国民議会という「溝条化された各床」へ革命を導こうとしていた社会民主党は、労働者評議会ほど、その農民という出自の故に急進的でない兵士評議会を支配下におさめ、十日の労兵評議会大会において主導権をとった。大会は圧倒的多数で人民委員評議会政府を承認するとともに、政府に対抗し、政府を監督する機関として、革命的オプロイテによって提案され、承認された執行評議会 *Vorzugrat* の構成においても社会民主党の優位は保障された。(上図)

さて、この労兵評議会大会は「ドイツは社会主義共和国であり、すべての政治権力は労兵評議会にある。この労兵評議会の承認を受けた革命臨時政府は、即時講和をもたら

すとともに資本主義的生産手段の迅速かつ徹底的な社会化 *Vergesellschaftung* を行う」と宣言した⁽¹⁴⁾。確かに、労兵評議会は「主権者」として臨時政府と執行評議会を承認し、それに正当性を付与した。他のいかなる国家組織による主権的意思の表明がない限りにおいて、労兵評議会は政治的に全権力を保持していたといえるであろう。しかし他方労兵評議会は、革命を続行し保持する任務をもつ執行評議会を介して、臨時政府に対する監督権以外に自らの政治的権力を行使する術を知らなかったようである。執行評議会にはあらゆる権限があり、またいかなる権限もなかった。臨時政府と執行評議会の権限関係は曖昧なまま放置され、現実の政治権力は社会民主党指導部の掌中に移らんとしていた。

三 軍事的支配と評議会

既述のように、ドイツ軍の国内守備隊と前線部隊の一部は革命に感染し反軍国主義的な民主主義的組織である兵士評議会を結成していた。しかし、ドイツ参謀本部はなお健在であり前線部隊の本国帰還を指揮していた。革命の頂点である十一月十日、参謀本部は「ボリエヴィズムの蔓延を阻止する」ために、エーベルトに協力を申し出るとともに帰還部隊の輸送と食料の確保を約束した。これがかのエーベルト・グレーナー協定である。これをうけてか十二月の臨時政府布告は、①上官に対し兵士は無条件に服従すること②兵士評議会は兵士と将校の信頼関係を維持するために給食、休暇、懲戒規則に関して助言権を行使する③兵士評議会の義務は無秩序と反乱を阻止することであると命令している(傍点筆者)。臨時政府は、兵士評議会の力を伸長させようとしたのではなく、民主主義的傾向を有する人民の武装組織としての兵士評議会に枷をかけ、帝政的精神をもつ軍司令官への服従を強要したのである。また参謀本部は「兵士評議会を抑圧するよりも、過激な気分に対し抵抗力を持ち得る予防接種として各軍司令官に対して上からの評議会を結成⁽¹⁵⁾」するよう指示した。

他方、ベルリンの急進的な雰囲気の下にあった執行評議会は、十一月十一日独立社会民主党のドイミッヒを

通じて(スバルタクス団も支持)労兵評議会大会に赤衛軍の設立を提案した。しかしエーベルトは「執行評議会による赤衛軍の創設は兵士評議会の無用化である」という捏造的宣伝を行ない、ベルリン守備隊兵士評議会の支持を得てこれを拒否し⁽¹⁶⁾。また、エーベルト政府は十一月半ば「住民はすべての武器を提出しなければならぬ。これに違反するものは五年の懲役に処す」という命令を発した。このように兵士評議会は自ら武装組織の維持を否定し軍事的権力としては存立しえなくなったのである。

更に、エーベルトは政治的にも兵士評議会を利用した。将校団の前線兵に対する指揮権が再び確立された十一月の末ごろ、エーベルトはベルリン兵士代表をして「技術的に可能な早い時間に国民議会を召集すべきである」という決議を三〇〇対二で通過⁽¹⁷⁾させた。

このように、十一月革命において労働者評議会とならんで決定的要因であった兵士評議会は、自らの軍事的實力を否定し、国民議会に全権をゆだねる道をエーベルト政府に従って進んだけれども、兵士評議会を「兵士と将校の信頼関係を維持する」組織すなわち再びプロイセンの帝政的軍事秩序を復活させようとするエーベルト政府と参謀本部の意図には拒否の態度を表明した。十二月十八日の全国労兵評議会大会は、下部社会民主黨員の賛成を得て「ハンブルグ七箇条」を決議した。このハンブルグ七箇条とは①統帥権は執行評議会の監督下にある政府が行使用する②すべての階級章を廃止し、軍務外の武器携帯を禁止する③社会主義革命という目的のために兵士は兵士評議会を上官に服従すべきである④肩章の廃止⑤兵士評議会はその指導者を自ら選出する⑥動員解除事務から反革命的将校または官吏を除外する⑦常備軍の廃止と人民軍の創設——これである⁽¹⁸⁾。兵士評議会はその発生において平和と待遇改善を求めたように、ここでもまた軍隊を民主化する機関としての性格を明らかにした。兵士たちは、評議会デイクタトゥラによる社会主義を求めたのではなく、国民議会による「社会主義」と何よりも反帝政的な民主主義的軍隊を希望した。そして兵士評議会はその槓桿でありえたといえよ

う。

しかし、このハンブルグ七箇条は帝政ドイツ軍の「伝統」に反するが故に参謀本部によってかたくなに拒否され、それと「同盟」していた社会民主党政府によって無視された。¹⁹⁾一九一九年一月十九日の政令は「最高統帥権は政府にあり、兵士評議会は指揮官を罷免しあるいは排除する権限は有さない」と。²⁰⁾

かくして、評議会運動に敵対し兵士評議会による軍隊の民主主義的変革すら拒否した社会民主党政府は、独占資本とユニカーの資金援助を受け、旧将校団の指揮下にある「無法者の集団」と呼ばれた義勇軍フレイユール(一九一八年十二月末に結成)に自ら軍事的支柱を求めざるをえなかった。このことは、逆に兵士評議会の性格がプロレタリア・ディクタトゥラに対しては反革命的なブルジョア民主主義つまり国民議會を支持するものではあっても、兵士評議会それ自体としては労働者・農民・中産階級による反軍国主義的な民主主義を担った大衆の組織であったことを明らかにする。そして、その義勇軍が内乱鎮圧のために、社会民主党の大臣ノスケの指揮下でドイツ各地の労兵評議會を武力弾圧したこと、一九一九年三月六日、旧帝制軍の復活とともに臨時国防軍として承認されたのは広く知られた事実である。

四 人民委員評議会政府と執行評議会

二で述べたように、「主権者」たる労兵評議会によって承認された臨時政府と執行評議会の権限は十一月十日には未定であったが、ただちに明確にされる必要があった。十一日執行評議会は、その布告で「全ての市町村、ラント、ライヒ、軍事官庁はその業務を継続しなければならない。これらの官庁における全ての命令は労兵評議会命令の範囲内にある」と宣言し、それは十二月の労兵評議会大会で承認された。このことは、ライヒ全体の行政に対する広範な監督権を労兵評議会が保持し、かつそれが立法権をも留保していることの意味表明であった。臨時政府はすぐさま反撃し、十三日内閣官房長官は次のような布告を出した。「政府は執行評議会

の人民代表である。」「執行評議会は臨時のパラメントとして、革命的人民の意思を表明するために形成された労兵評議会の委員会 *Ausschub* である。このパラメントは……革命的人民の意思を代表すべき、いわば中央委員会を設置した。……また従来、の政府の全機能を引きつぐ政府として人民代表政府を創設した。この政府は全官庁に業務をひきつづき行うよう命じた。執行評議会は何ら執行機関ではなく、以前政府が第一院 *Hauptausschub* に責任を負っていたと同様に……政府は行政を主務官庁に委任したのである。(傍点筆者)しかし、執行評議会はこの内閣官房の布告に異議をさしはさまなかった。執行評議会は行政権が政府に属するという三権分立の教義を受容し、自己の活動権限から行政に介入し行政組織を改革しうる権限を取り除いてしまったのである。更にまた、執行評議会は人民代表政府が現実に行使している立法権にも異を唱えなかった。これは労兵評議会が実は議会＝パラメントですらないことを意味する。なぜなら、執行評議会は人民代表政府の公布する条令等の審議を行なったわけではないからである。

このようにベルリン労兵評議会は、行政権と立法権を結合した政治的権力機関としての性格を革命後数日ならずして喪失し、この労兵評議会によって選出された執行評議会もまた単に人民代表政府に対する一定の監督権 *Kontroll Recht* を有するだけの「人民の意思表明機関」とされたのである。残された未確定の権限である監督権を調整するために、十一月十八日政府と執行評議会は合同会議を開催した。両者の権限関係は次のように定式化された。「革命は新しい国法を創造した。①政治権力はドイツ社会主義共和国の労兵評議会の掌中にある。②略、③大ベルリン労兵評議会による人民代表政府の任命は共和国の行政を政府に委任したことを意味する。④政府委員(六名の人民代表委員を意味する…筆者)の任命と罷免は監督権を有する中央執行評議会に基く。⑤略」⁽²³⁾これが十一月二十三日の暫定憲法 *Versassung der Übergangszeit* である。十二月はじめ、執行評議会はなお行政官庁に行政活動を報告させようとしたが、これもまたエーベルトによって拒否された。かよう

な措置は「暫定憲法と矛盾しており……且つ行政権は排他的に政府の掌中にあるから、個々のライヒ官庁に対する執行評議会の統制は……混乱をもちこむことになる」と。⁽²⁴⁾

以上のように執行評議会の監督権は、全国労兵評議会大会(十二月十六日)までの暫定的な政府委員選任権に限定されたのである。したがって、革命直後の決定的に重要な時期に、立法および行政に関する「独裁的な全権」を握ったのは労兵評議会ではなくしてエーベルトとハーゼの両社会民主党政府であり、とりわけ中核的な閣僚職を占めた右派社会民主党である。⁽²⁵⁾

政府は着実に独裁的権限を行使した。政府は一連の重要な社会立法を条令の形式で公布すると同時に十一月三十日(全国労兵評議会大会の最終的意思表明の前に)国民議會を予定した選挙法をも公布したのである。⁽²⁶⁾

また、人民代表政府は、カイザーの官僚国家の中核であった連邦参議院を復活させ、「専門官僚を維持し(政府への信頼に対する)報酬として彼らの既得権を保障することに遅滞はなかった」し、「司法権力は革命的闘争の外部にあり、裁判所の管轄権と独立性は問題とされなかった。」要するに、政府の施策によっては「ビスマルク憲法の国家組織と権限秩序および連邦国家の骨格は触れられることなく残存した」のである。⁽²⁷⁾

最後の仕上げが、十二月十六日から開催された全国労兵評議会大会であった。兵舎や工場を選挙区とするのではなく、居住地域別に選出された代議員の過半数は、周到な準備を行なった社会民主党の影響下におかれた⁽²⁸⁾あたかも社会民主党大会であるかのような様相を呈したといわれるこの大会は、憲法制定国民議會の召集を決定した。労兵評議会の国家組織化は最終的に否定されたのである。

この大会後も持続した一月と三月のベルリンの労働者の蜂起、すでにふれた地方各地の労兵評議会による闘争も「ノスケの名で行なわれた内乱」によって鎮圧され、「評議会のあらゆる政治権力の根絶」に結果した。スパルタクス団のローザとリープクネヒトの死の上で国民議會選挙が実施された。「民主主義的」議會制とい

う理念は、既存の国家組織と社会秩序を保障し、評議会運動に勝利したのであった。

註

- (1) ローゼンベルグ『ワイマール共和国史』足利訳、一四頁。
- (2) ローゼンベルグ、前掲書、一一頁。
- (3) 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』三〇〇頁参照。
- (4) 富永幸生「ドイツ革命」『世界歴史』現代2、二五卷所収、一四二頁参照。
- (5) 上杉重二郎『ドイツ革命運動史』上、八四頁。
- (6) 上杉重二郎、前掲書、九四頁。
- (7) 安世舟、前掲書、二九九頁。上杉重二郎、前掲書、九五頁。
- (8) 上杉重二郎、前掲書、九三頁。
- (9) 以下の叙述は、安、上杉、篠原、富永によって紹介された事実の整理による。
- (10) 安世舟、前掲書、二九九頁。
- (11) 篠原一「ドイツ革命における組織論」七五頁以下。富永幸生、前掲論文、一三八頁以下参照。
- (12) vgl., W. Apelt, *Geschichte der Weimarer Verfassungs*, S. 39.
see, M. Brunet, *The german constitution*, p. 14.
- (13) 富永幸生、前掲論文、一四八—九頁参照。
- (14) vgl., K. Polak, *Parlamentarismus und Räte macht in der Novemberrevolution 1918*, in: *Zur Dialektik in der Staatslehre*, S. 95.
- (15) 上杉重二郎、前掲書、一〇六頁。
- (16) 安世舟、前掲書、二八八頁。
- (17) 安世舟、前掲書、三〇二頁。

- (18) 上杉重二郎、前掲書、一四九頁。
- (19) 安世舟、前掲書、三二三頁以下参照。
- (20) 上杉重二郎、前掲書、一四九頁。
- (21) Bracher und Edz, Der zentralrat der Deutscher Sozialistischen Republik 1918-1919, S. 16.
- (22) Bracher und Edz, op. cit., S. 17.
- (23) Bracher und Edz, op. cit., S. 20.
- (24) Bracher und Edz, op. cit., S. 21.
- (25) 内務・軍務はエーベルト、財政はシャイデマン、新聞・情報はランツベルグであり社会民主党に所属。外交はハーゼ、復員はディットマン、社会政策はバルトで独立社会民主党に所属。
- (26) W. Apelt, Geschichte der Weimarer Verfassungs, S. 50.
- (27) W. Apelt, op. cit., SS. 42, 43, 45.
- (28) 安の前掲書三〇二頁以下によれば、政府は新聞紙の割当政策によって革命派の機関紙の拡大を抑え、また保守系の新聞や社会民主党の機関紙を通して反スパルタクス団・反労兵評議会宣伝を繰りひろげる一方、官僚機構や既成の自由労働組合を利用して労兵評議会大会の代議員の支持獲得に尽力したという。
- (29) 全国労兵評議会大会の代議員構成は以下の通りである。社会民主党二八八名、独立社会民主党九四名(うちスパルタクス団一〇名)、民主党二五名、兵士利益代表二七名、無所属五七名。

第三節 労兵評議会と民主主義

前の二節で概観した労兵評議会の経験的な現象形態は多様であるにしても、その歴史的本質は次のように特徴づけることができるであらう。

第一に、労兵評議会は運動としての民主主義を担う人民の組織形態である。つまり、兵士評議会がカイザー

的軍事階級制に反対する兵士の組織として生まれたように、また農村評議会がユンカーに對抗して土地改革を求めて生じたように、労働者評議会が独占資本の支配のみならず、社会民主党幹部による労働組合を利用した改良主義的支配を排除して形成されたように、何よりもまずそれは既成の支配秩序に抵抗して生まれた支配される「人民」の組織である。そして、この「人民」の組織は、工場・農村・兵営における評議会というように具体的な規定をもった「人民」の組織である。したがって、この評議会が例えば生産過程において労働者統制を求め、農村においては土地改革を、兵舎においては上官の選挙を求める時、その評議会の権限は同時に個別具体的な集団としての「人民」の権利という意義をもつ。

更に、この労働者評議会、農村評議会がいわゆる「ワイルドな社会化」を行使する時、それは独占資本およびユンカーの経済的権力の喪失せしめる社会的権力の組織形態に転化する、つまり、国家権力とは相対的に區別されるところの、生産点における人民の権力組織に転化するのである。

第二に、労兵評議会は国家権力の帰属主体であると同時に「人民」の制度としての民主主義の組織形態でありえた。つまり、十一月十日第二回ベルリン労兵評議会は「すべての政治権力は労兵評議会にある」と宣言し、来るべき労兵評議会全国大会を最高の国家機関であるとみなしていた。同時に同労兵評議会は、自らの代表である執行評議会をして人民代表政府の監督にあたらしめることによって、またその限りで労兵評議会はライヒの暫定的な「最高の」国家権力であり、また「全ての大きな都市そして無数の小さい市町村において……労兵評議会が形成され、それぞれの地域での政治権力を代表するとの宣言を⁽²⁾した限りにおいて、労兵評議会は、労働者・兵士・農民つまり「人民」が、その名において「政治的公共性」を独占する国家組織の形態であった。そして、この労兵評議会が立法し、行政に対して統制を行なう時、労兵評議会は「人民」の全権に基づいて、既成の経済権力の土台を収奪しうる革命的権力組織にまで転化する可能性をもっていた。

以上のような運動から国家形態にまでかかわる「人民」の組織形態である労兵評議会は、まず一九一八—一九一九年のドイツの「体制的危機」の集中的表現としてすなわち独占資本、金融資本、大土地所有者および彼らの政治代弁者たちの支持する政治的・軍事的・経済的支配の全社会的編成を根底から変革する、新しい「人民」の民主主義的な社会編成の原理を提起したのである。その危機の核心的な問題が労働者・兵士・農民の国家権力形態としての労兵評議会の承認とその評議会の独占・ユンカーの支配秩序に対する革命的打撃にあったことは論をまたない。

更に、労兵評議会の運動と制度の組織形態として特質は、被支配「人民」の要求に基づく直接民主主義的性格をもつものであり、かつ経済的政治的軍事的領域の区別の規定をうけない、「総体性」をもった組織であることにある。この評議会の主体的規定における具体性とその運動の方向および制度の特質としての総体性は、評議会民主主義われわれの呼び方では新しい「人民」の民主主義原理の不可欠の構成原理である。

しかし、現実にはドイツの労働者と農民は、その政治的前衛の全国的指導の欠如と「労農同盟」の未成立によって、その努力にもかかわらずついに改良主義の強力な影響力を排除できず労兵評議会の「自己解体」を避けることができなかった。危機は、若干の社会改良をともなったブルジョア民主主義によって「解決」された。そして、このような「解決」へと危機を転轍せしめた労働者階級内部の主導的なイデオロギーが、第二インターナショナルの代表的理論家とされるカウツキーとヒルファードングの民主主義論なのである。ローザ・ルクセンブルグは言う。「マルクス主義神殿の正式の門衛たるカウツキーは、シャイデマン一派が実践の上で行なったことを実際には理論の上で行なってきたにすぎない」と。

このカウツキーの民主主義論は、近代においてブルジョアジーが自らを「市民」として自立させ近代市民革命を遂行する際に主張したブルジョア民主主義と類似の主張をなしたとはいえ、彼らはまさにその主張を、二

十世紀の反独占が歴史的課題となつている時期に、評議会に反対するために、つまり「人民」の民主主義に反対するために主張された民主主義論であること、第二には、その民主主義論は体制的危機の法的「解決形態」であるワイマール憲法の「国民主権」とそれに基づく国家組織の原理を貫徹するイデオロギーであるのみならず、ワイマール憲法の「社会権」つまり第五章「経済生活」の規範原理を生みだしたイデオロギーであることに、その特徴をもっている。

△カウツキーの民主主義論▽

一 カウツキーは、十一月九日以後の首都ベルリンにおいて、労兵評議会と人民代表政府の行動がドイツ革命の帰趨を決しつつある時に、「確かに評議会組織は革命の突撃隊であり、……労働と資本の決定的闘争へと我を導く重要な大衆組織の形態である。しかし、評議会は革命的過渡期のみならず、そうでない時期にも人民の主権を体现するという見解に我々は反対する。なるほど、評議会はある階級の闘争組織ではあるが国家組織を構成することはできない⁽⁴⁾」と主張し、かつ労兵評議会が国家組織としての権力を行使することに反対した。勿論、そのことはドイツ革命の現実には照らせば、ベルリン労兵評議会によって選出され、労兵評議会の執行評議会によって統制をうけることによって自らの革命的正当性を保持している社会民主党と独立社会民主党による人民代表政府の「独裁」的権力を容認し、その政府の背後に隠れ、政府の措置によって息を吹きかえしつつあるユンカーと独占資本の権力の温存を意味した。カウツキーは、労兵評議会の頭脳を麻痺させ、手足を縛ることによって評議会によるあらゆる変革を否定した。「ここに問題の眼目があった」のである。

さて、このような主張の根拠となつたのがあの「純粹民主主義」論である。カウツキーにとって民主主義とは、何よりも言論・出版の自由等の市民的諸自由と普通選挙を中心とする国民議会制度である。この民主主義の下では、プロレタリアートの階級闘争は「新しい内容と条件」を獲得する。つまり、民主主義は労働者階級

が平和的に無血で強制なしで政治的権力を掌握する可能性を与える。確かにこの民主主義が確立するまでには、この民主主義が保障されていない軍事官僚国家を倒すまでには非平和的手段が採られたが、今やその必要はなくなつた。資本主義の発展は圧倒的多数の住民を労働者にする。そして民主共和国においては、「いかなる決定的闘争においても、労働者の数の上の優位が決定的である」⁽⁵⁾。「かような条件の下では、もっとも数の多い階級は必然的に国家において支配的地位を手に入れ、経済的諸条件に反作用をおよぼすであらう」⁽⁶⁾。したがって、このような民主主義を保障している。「中産階級の国家をブルジョアジーの独裁であるとすることは我々の時代の生み出した最もばかばかしいフィクションである」⁽⁷⁾。「ブルジョアジーは独裁を行なつてはいない。なぜならブルジョアジーは唯一の政治権力保持者ではなく、彼らは農民、地主、中間層、下層と協同しているからである。だが、議会、政府、出版、新聞等におけるブルジョアジーの支配的影響力によって、ブルジョア独裁のように見えるが、それは国家形態の結果ではなくて、ブルジョアジーの経済的知的優越性に基づいているのである」⁽⁸⁾。更に、民主政国家ではリコール制も好ましくない。ソビエトのリコール制は反対派を抑圧する手段となっている。また、立法と行政の結合も必要ではない。なぜなら、その結合は、ロベスピエールの例のように権力者が強大となり、国民を抑圧しやすいためである。

かくして、カウツキーの前ではすべてのブルジョア的国家組織の階級的性格は、ブルジョアジーの「経済的知的優越性」という言葉によって雲散霧消し、プロレタリアートにもブルジョアジーにも「平等」な、否定的に優るプロレタリアートにむしろ有利な普通選挙制度がすべてとなる。したがって、この「純粹」な普通選挙制度―国民議会に代えて階級の組織である評議会が国家組織になつたり、何らかの政治的権能をもつことは「労働者階級を国家における特権的地位につける」⁽⁹⁾ことであり「独裁」となる。カウツキーはまず、このようにして評議会の国家組織化とその政治的権能を排除するのである。

以上のようなカウツキーの政治的民主主義論の特質は次の点にある。第一に周知のごとくレーニンが批判したように、現実のブルジョア独裁の政治的経済的支配体系の中で、国民議会が占める位置と役割を評価せず「議会議的幻想」に陥ったことである。レーニンによればブルジョア議会制度の歴史的な限界とは、「どんな民主主義国家でも、被压迫大衆は資本家の『民主主義』によって宣言される形式的な平等とプロレタリアを賃金奴隷にする実際の何千という制度や妨害とのあいだのはなはだしい矛盾に一步ごとにぶつかっている」のであり、「ブルジョア民主主義のもとでは、資本家は何千というトリックで、被压迫大衆を行政からおしのけ、集会、出版などの自由からおしのける。」そして「ブルジョア議会への参加は、何千という垣で勤労大衆から隔離されている。」このブルジョア議会自体もまた、ブルジョア独裁の体系において「ブルジョア民主主義における重大問題をけつして決定するものではなく、これを決定するのは取引所であり、銀行である。」⁽¹⁰⁾このレーニンによるブルジョア民主主義批判は、勿論ソビエト民主主義≡プロレタリア民主主義とブルジョア民主主義の二者択一的選択が不可避であった歴史的状况における発言であり、ソビエト(独語では Räte)の国家形態としての優越性を主張する立場からの発言であるが、ファシズムによるブルジョア民主主義の全面否定を経た現代のわれわれは、右のレーニンの主張から次のような観点を獲得できるであろう。「宣言されたブルジョア民主主義」つまり法的に宣言された集会・出版等の市民的諸自由の被压迫大衆による実質化をばばみ、被压迫大衆の「ブルジョア議会への参加」をばばむあらゆる「トリック」や「垣」を排除する必要があること、第二には「取引所」や「銀行」の「重大問題」の決定やそれに基づくブルジョア国家の経済的財政的諸機能や軍事的警察的機能に対する議会の「無能力」を克服するという観点である。

ところが、カウツキーの政治的民主主義論に基づく国民議会の主張の結果は、労兵評議会に反対することによって被压迫大衆のあらゆる政治的社会的領域での政治的権能の拡大に反対し、むしろ彼らの政治的諸権能を

ただ「シトワイアン(公民)⁽¹¹⁾」としての選挙権の保持にのみ局限し、更にこの抽象的公民の集合体としての「国民」から構成される議会が「全能」であるかの如き幻想を与えることにほかならない。

ブルジョア「民主制国家」を非階級的なものと表象する政治的民主主義論は、一方では被圧迫大衆である具體的人間を再び公民と homo economics としての人間に分裂させると同時に「純粹」経済民主主義を構成した。

二 カウツキーはその政治的民主主義論を前提とした上で、経済における民主主義すなわち「真の民主主義的労働憲章」として「労働者と消費者によって構成される評議会による私的企業の統制」を主張した。⁽¹²⁾そして、カウツキーは正当にも「一産業部門の個々の企業はシンジケート化され、それらは労働者・消費者・使用者によって監督されるであろう」という社会民主党右派の労働共同体的社会化案には「これは経済的搾取を排除しない⁽¹³⁾」として反対する。しかし、カウツキーはこの経済民主主義の前提である「社会化」においてつまずいた。彼はまず「私的企業の直接的収奪は問題外である⁽¹⁴⁾」として評議会による社会化を拒否した後、国民議会による社会化原則について以下のように述べる。

社会主義は、不具にされた資本主義からは生じえない。したがって社会化は漸進的になされるべきであるし、「断じて経済的危機すなわち資本家の生産意欲を減退せしめてはならないし、そのことによって生産性の低下をもたらしてはならない。」⁽¹⁵⁾ 経済的危機は資本の急速な集積と生産の維持を疎外する。このことは労働者にとっても不利益である。なぜなら「資本の集積は、労働者の社会化にとって不可欠の前提条件であり、労使の対立はこの資本の集積においてはありえない」⁽¹⁶⁾からである。要するに資本家のきわめて重要な歴史的使命である資本の集積と社会化と労働者は妨げてはならないし、私的企業の社会化には資本家の意欲を減退せしめない有償補償の原則と生産力の増大⁽¹⁷⁾。「合理化」政策に労働者が協力すべき経済的「必然性」があるというのである。

「民主共和国」を超階級的なものにしたカウツキーは、生産の集積⁽¹⁸⁾生産力の増大をも超階級的なものにし、

homo economics としての労働者に homo economics としての資本家との「協働」という民主主義を呼びかけるに至った。ここから生産に協働するための評議会への道はあと一歩である。カウツキーは「評議会をブルジョアジーの下に労働者が服従する道具にかえた。」⁽¹⁷⁾

(未完)

註

- (1) 本稿第二節四頁。
- (2) W. Apelt, op. cit., S. 40.
- (3) ローザ・ルクセンブルグ『選集』第四巻、二二二頁。
- (4) K. Polak, op. cit., S. 99 からの引用。
- (5) K. Kautsky, The Labour Revolution, p. 63.
- (6) カウツキー『社会民主主義と共産主義の対決』一二六頁。
- (7) K. Kautsky, op. cit., p. 60.
- (8) K. Kautsky, op. cit., p. 89.
- (9) カウツキー『前掲書』一三〇頁。
- (10) レーニン『背教者カウツキーとプロレタリア革命』国民文庫、三三頁。
- (11) K. Kautsky, op. cit., p. 34.
- (12) K. Kautsky, op. cit., p. 119.
- (13) K. Kautsky, op. cit., p. 133.
- (14) K. Kautsky, op. cit., p. 135.
- (15) K. Kautsky, op. cit., p. 133.
- (16) K. Kautsky, op. cit., p. 135.
- (17) K. Polak, op. cit., S. 88.